

## 4 職員に関する条例の制定改廃に関する意見

人事委員会を置く地方公共団体は、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について条例を制定・改廃しようとするときは、議会において人事委員会の意見を聞かなければならない(地公法第5条第2項)。また、これに対し人事委員会は、当該条例の制定改廃の適否について議会及び市長に意見を申し出ることができる(地公法第8条第1項第3号)。

令和4年度において、議会から意見を求められた条例案は次のとおりである。

意見申出年月日	議案名	議案の概要	意見の内容
R4. 9. 9 (9月定例会)	職員の定年等に関する条例の一部改正	地方公務員法の一部改正に伴う本市職員の定年等に関する必要事項の規定等	異議なし
R4. 11. 18 (11月定例会)	職員の給与に関する条例の一部改正	月例給 0.12%引上げ 特別給 0.10月分引上げ (支給月数 4.40月へ)	妥当
R5. 2. 17 (2月定例会)	名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正	<ul style="list-style-type: none"><li>・名古屋市厚生院(医療保護施設)の廃止に伴い規定を整理</li><li>・フレックスタイム制に係る規定の整備等</li></ul>	異議なし